

平成22年3月30日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

口頭弁論終結日 平成21年12月17日

判 決

原 告 竹 原 光 江

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被	告	国		
代表者	法務大臣	千葉	景	子
指定代理人		三村		仁
同		高石	興	則
同		安永	崇	伸
同		佐々木	光太郎	
同		川端	尚志	
同		吉瀬	周作	
同		金井	慎一朗	
同		曳野		潔
同		江澤	正名	
同		小林	大和	
同		有馬	伸明	
同		大淺田		薰
同		西田	英範	
同		田代	直人	
同		石見		彩
同		中川		淳
同		横田	一	磨

同 本 橋 隆 行
同 竹 之 内 修
同 田 口 達 也
同 小 山 田 功
同 星 孝 行

主 文

- 1 本件訴えのうち、原告の請求第1項の訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告の所轄機関は、日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない。
- 2 被告は、原告に対し、1000万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、地球温暖化防止の観点から資源エネルギー庁の原子力政策を問題視する等として、被告の所轄機関が「日本国内において、原子力発電所及び関連施設を新設してはならない」との判決を求める（請求第1項）とともに、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、当該原子力政策に関連して原告に生じたとする損害の賠償（以下「本件国賠請求」という。）を求めている（請求第2項）事案である。

1 争点

- (1) 請求第1項の訴えの適法性
- (2) 原子力政策に関する違法の有無
- (3) 原告に生じた損害の有無

2 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（請求第1項の訴えの適法性）について

（原告の主張の要旨）

ア 請求第1項の趣旨

（ア）請求第1項は、被告の所轄機関が、「原子力発電所及び関連施設の設置を今後一切許可してはならない。」（以下、この請求を「本件差止請求」という。）及び「原子力の撤廃に関する法律を制定しなければならない。」（以下、この請求を「本件義務付け請求」という。）という意味である。

（イ）そして、本件差止請求が対象とするのは、新しく作ろうとされるすべての原子力発電所（以下「原発」という。）等の設置に係る処分であり、具体的には、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）の東通原発（2号機）及び浪江・小高発電所、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原発（7、8号機）及び東通原発（1、2号機）、中国電力株式会社の上関原発（1、2号機）、日本原子力発電株式会社（以下「日本原子力発電」という。）の敦賀発電所（3、4号機）の各原子炉及び関連施設の設置許可処分である。

イ 「法律上の利益を有する者」であること

（ア）行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の2第3項及び37条の4第3項にいう「法律上の利益を有する者」の要件について、
①資源エネルギー庁の原子力政策は、地球温暖化防止対策の妨げとなるものであるところ、(a)原告は、地球温暖化防止対策のため、その推進の妨げとなる原発の撤廃を求めて活動してきた者である上、(b)日本国民であれば、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成17年条約第1号。以下「京都議定書」という。）に基づき、地球温暖化防止政策の推進について、法律上保護された利益を有するというべきであり、
②また、資源エネルギー庁は、電気事業者による新エネルギー等の利用

に関する特別措置法（以下「R P S 法」という。）によって、再生可能エネルギーの普及を妨げているところ、その事業者である原告は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）が保護する基本的な競争原理に守られるという法律上保護された利益を侵害されているのであって、原告は、請求第1項について、その原告適格を有するというべきである。被告は、原告が原子炉の周辺住民に当たらないなどと指摘するが、原告は、原子力政策自体を問題としているのであるから、原子炉の周辺住民でないことは、その原告適格を認めることの妨げとなるものではない。

- (イ) その点を撇くとしても、原発事故による被害は、周辺住民の居住地域にとどまるものではない。すなわち、①救済範囲の拡大という行訴法改正の趣旨に照らしても、原発事故に対する不安があること自体、原告適格を基礎付けるというべきであり、②実際、チェルノブイリ原発事故と同規模の事故を想定し、日本の法律で人の立入りが禁止される1キュリー以上の中の放射能汚染を受ける範囲を考えれば、日本のあらゆる地域の住民が、原発に関する訴訟を提起できるというべきであり、③仮にそうでもないにしても、少なくとも、原告の居住地である東京都中野区に対し、絶対に住み続けてはいけないとされる15キュリー以上の放射能汚染をもたらし得る浜岡、東海及び東海第二の各原発の原子炉の設置許可処分について、原告の原告適格が認められるべきである。④さらにいえば、原告の親族、友人・知人等は、あらゆる所に居住しているところ、特に家族が被曝すれば、原告など身内が面倒をみなければならないのであり、また、原告自身が、原告の住居とは別の土地で被曝する可能性もあるのであるから、原告適格の範囲は、周辺住民に限られるものではなく、原子力政策の維持よりも、憲法25条に基づく生存権の保障を優先すべきである。

(ウ) そもそも、審理の順序としては、原告適格の有無よりも、違法性の有無を先に審理すべきである。第一に、違法性があれば、原子力政策は中止されなければならず、第二に、それに加えて、原告に原告適格が認められるのであれば、原告に対する損害賠償等が認められることになるはずである。刑事訴訟法上の告発は、告発人が被害者であるかにかかわらずすることができ、その結果、告発対象の行為が違法かどうかが審理判断され、その後、告発者が被害者であれば、損害が賠償されることになるのと同じことである。

ウ 「一定の処分…がされようとしている場合」であること

本件差止請求について、被告は、その対象である上記原子炉等の一部について、計画段階のものにすぎないと主張する。しかし、原子力白書という公的文書において、これらの原発の建設予定が記載されているのであるから、その設置許可処分については、行訴法3条7項の「一定の処分…がされようとしている場合」に当たるというべきである。

エ 「一定の処分がされない」場合であること

本件義務付け請求について、資源エネルギー庁は、原子力政策を推進することにより、地球温暖化防止のための対策を遅らせ、京都議定書に基づく責務を果たしていないのであるから、行訴法37条の2第1項の「一定の処分がされない」場合に当たる。

オ 「重大な損害」があること

本件訴訟は、地球温暖化の防止を主たる目的とするものであり、これによる恩恵は、地球全体に及んで多大であり、これを妨げることは大量殺戮に匹敵するというべきであるから、本件訴訟は、行訴法37条の2第1項及び37条の4第1項の「重大な損害」を未然に避けるための訴訟ということができる。

(被告の主張の要旨)

ア 「法律上の利益を有する者」について

(ア) 本件差止請求の対象について、原告は、処分の名宛人でもなく、当該原子力施設等の周辺住民にも当たらないから、原告は、当該処分の差止めを求める「法律上の利益を有する者」に当たらず、原告の請求第1項は不適法である。

(イ) 被告は、原発事故の不安自体が、「法律上の利益」を基礎付けると主張するようであるが、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきであるところ、原告の当該主張は、これを基礎付けるものではない。

イ 「重大な損害」について

(ア) 本件差止請求に関して原告が主張する損害は、これまでに原告が被ったとする損害にすぎず、原告は、差止請求の対象である処分がされたときに原告が被る損害について、何ら主張をしていない。

(イ) この点は措いて、原告が、原告主張の損害について、当該処分がされた場合にも継続的に発生すると主張していると善解したとしても、行訴法37条の4第1項の「重大な損害」とは、差止請求の対象たる処分によって維持される行政目的の達成を犠牲にしても原告を救済しなければならない必要性があるかという観点から検討されるべきところ、本件差止請求の対象たる原子力施設の設置許可処分によって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するという行政目的が達成されるのに対し、それによって原告に生ずるという損害は、原子力政策が推進されることによる精神的苦痛等の個人的損害であり、金銭賠償によって回復が可能な損害にすぎないから、当該処分について、原告に「重大な損害が生ずるおそれ」があるということはできない。したがって、本件差止請

求は、この点からも不適法である。

ウ 「一定の処分…がされようとしている場合」について

本件差止請求の対象のうち、東京電力の東通原発1号機、日本原子力発電の敦賀原発3、4号機以外の原子炉及び関連施設については、計画段階にすぎず、事業者からの設置許可処分申請もされていないから、これらの原子炉等の設置許可処分については、行訴法3条7項の「一定の処分…がされようとしている」に該当せず、その差止めを求める本件差止請求は、この点からも不適法である。

(2) 争点(2)（原子力政策に関する違法の有無）について

（原告の主張の要旨）

ア 国民の全体の奉仕者となっていないこと（論点1）

（ア）原発は、以下のとおり、安全性にも問題があり、国民の多くは、これを不安視している。民主主義の国である以上、国民が反対するものを推進してはならない。

a 原発において、もんじゅ事故にみられるような人為的ミスは避けられない。特に、即発臨界状態については、人間の限界反応速度を超えており、対処不能である。耐震性の問題も、新潟県中越地震による放射能漏れ事故の状況から明らかである。また、新潟県中越地震による上記事故では、観光地への風評被害が報告されており、原発への恐怖は国民の間にも根付いている。

b 原発の事故は、死に至る危険性を有するところ、これまで3回の臨界事故があり、日本では地震の危険性も高い。原発事故の被害は莫大であり、国民は恐怖を押し付けられている。資源エネルギー庁は、これらの危険性に対する国民の声を無視してきたのであり、殺人予備に当たるというべきである。

c 原発事故による健康被害は、現代の医療技術では対処できない（他

方で、原子力政策を推進しても、科学技術は進歩しない。)。劣化ウラン弾への応用や東海村JOC事故にもみられるとおり、放射線被害では内部被曝が重大である。チェルノブイリ原発事故でも内部被曝が報告されており、日本でチェルノブイリ原発事故級の事故が起きれば、その被害は膨大なものとなると考えられる。

d 放射性廃棄物の処理についても、安全基準が整備されていない。放射性廃棄物の半減期は長く、長期に管理する必要があるが、何百年先の地層の状態など予見不可能である。例えば六カ所村の再処理工場では、排気排水の濃度制限もない。

e 原子炉がテロリストに狙われれたり、放射性廃棄物を盗まれるという可能性を考えると、原子力政策の推進は、国の安全保障の観点からも問題である。また、原発の廃棄物が劣化ウラン弾に使われている疑いもある。

(イ) しかるに、資源エネルギー庁は、住民投票などにおける地元住民の意思を無視し、利益誘導により、原発政策を推進している。そのような利益誘導は、国家公務員倫理法に違反する。また、全体の奉仕者であるはずの公務員が、地元住民を犠牲にし、一部が得をするだけの政策を進めることは、職権濫用であり、民主主義の侵害であり、憲法15条2項にも違反する。原子力政策の推進は、資源エネルギー庁の予算獲得のためだけに行われているとも考えられる。

(ウ) 被告は、原子力政策の主体について、原子力委員会の存在を持ち出すが、同委員会自体、原発反対の委員がいないなど、原発推進者の意見だけが通る一部の奉仕者となっている上、原子力政策は、経済産業省及び資源エネルギー庁が自らの責任において実行すべきはずのものである。原子力政策の主たる責任は、資源エネルギー庁にあり、その政策を決定してきた資源エネルギー庁長官にあるというべきである。

イ 個別産業の振興をしていること（論点2）

(ア) 資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの開発により地球温暖化対策をすることが可能であるのにもかかわらず、RPS法の運用において、風力発電業者の営業を妨害し、また、太陽光発電に対する補助金を打ち切る一方、原発に対する交付金は継続させている。報道では、資源エネルギー庁と電力会社との癒着も指摘されているところである。

(イ) このような資源エネルギー庁の原子力政策は、「個別産業の振興」というべきものであり、中央省庁等改革基本法21条2号イに照らしても違法である。被告は、経済産業省設置法において原子力政策の推進がうたわれていると主張するが、既に指摘したとおり、資源エネルギー庁は、一部の奉仕者として、原子力政策を推進しているのであり、それが憲法に違反する以上、憲法が優先されるべきである。

ウ 独占禁止法に違反していること（論点3）

(ア) 資源エネルギー庁は、RPS法の運用において、再生可能エネルギーの買取上限価格を定め、電力会社による独占禁止法上の「不当な取引制限」に加担している。被告は、当該価格は、取引の上限価格ではないと主張するが、現実には、当該価格は、電力会社が取引の上限価格を定める理由として用いられている。

(イ) また、被告の主張によても、資源エネルギー庁は、当該価格を設定することにより、RPS法の目標を達成していない電力会社に、同法上の義務違反に係る勧告を免れるための手段を提供しているのであり、当該価格の設定は、電力会社を擁護するものにすぎず、独占禁止法上の「不当な取引制限」に当たる。

エ 原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力損害賠償法」という。）
が遵守されていないこと（論点4）

(ア) 新潟県中越地震の際、原発が停止し、電気料金（燃料費調整額）が値

上がりした。同地震は、原子力損害賠償法3条1項ただし書の「異常に巨大な天災地変」に当たるから、国は、国民に対し、電気料金に係る損害の賠償義務を負うはずであるのに（同法17条）、その義務は果たされておらず、国民に負担が押し付けられている。

(イ) 被告は、新潟県中越地震によって電気料金の値上がりがあったことを否定するが、同地震が起きる前である平成19年7月ないし9月の燃料費調整額が、キロワット時当たり0.26円であったのに対し、その1年後である平成20年7月ないし9月の燃料費調整額は、キロワット時当たり1.82円となっている。このことは、マスコミ報道でも、周知の事実である。

オ 発電コストについて虚偽の公表をしていること（論点5）

(ア) 資源エネルギー庁が公表している原発の発電コスト（キロワット時当たり5.9円）は、計算の前提とする稼働率、耐用年数などに問題があり、その数値には疑問がある。また、再処理工場や実験炉も、試算が二転三転したり、十分な検証もないまま建設が進み、国民の負担とされている。他方、再生可能エネルギーのコストについて、資源エネルギー庁が意図的に高い試算をしている疑いがあり、不当景品類及び不当表示防止法違反に該当する。

(イ) 被告は、上記の発電コストについて、当時の知見に基づくものにすぎないと主張するが、そうであれば、常に新しい数値を公表すべきである。ちなみに、平成16年、電気事業連合会は、原発の発電コストをキロワット時当たり8.3円と計算している。他方、再生可能エネルギーについても、技術革新が飛躍的に進んでいるのであるから、そのコストは、定期的に見直して公表すべきである。

カ 京都議定書の目標が達成できそうにないこと（論点6）

(ア) 資源エネルギー庁は、地球温暖化対策のためとして、原子力政策を推

進している。しかし、地元住民の反対により、原発の建設は進まず、温暖化対策は進んでない。

(イ) この点について、被告は、再生可能エネルギーの割合を8.2%にするとの目標を立てていると主張するが、その数値は、過去に建設した水力発電所による部分も含めたものにすぎない。ドイツの目標値と比較しても、その差は歴然としている。

(被告の主張の要旨)

ア 国民の全体の奉仕者になっていないとの主張について（論点1）

我が国の原子力政策は、原子力基本法の下に、内閣府に設置された原子力委員会が定める「原子力政策大綱」を基本方針として、関係機関が、その所掌する分野において、必要な施策を企画・実施・評価するものとされている。そして、資源エネルギー庁は、同大綱にのっとり、経済産業省設置法17条並びに4条55号及び56号の「エネルギーに関する原子力政策に関すること」及び「原子力の技術開発に関すること」に係る施策の企画・実施等について、「全体の奉仕者」として、中立性・専門性を踏まえて法令に基づき行っている。

イ 個別産業の振興をしているとの主張について（論点2）

資源エネルギー庁は、経済産業省設置法に基づき原子力政策及び原子力技術開発を行っているところ、これらの政策は、原子力基本法、原子力政策大綱及び原子力立国計画にのっとって推進されているものであって、個別産業の振興のために推進しているのではない。

ウ 独占禁止法に違反しているとの主張について（論点3）

RPS法は、電気事業者に対し、基準利用量以上の新エネルギー等電気（新エネルギー等（風力、太陽光、地熱、水力又はバイオマス等）を用いて発電された電気をいう（同法2条3項）。以下同じ。）の利用をすべきものと定めるところ、経済産業大臣は、電気事業者が当該基準利用量を達

成せず、かつ、「正当な理由」がないと認めるときは、同法5条に基づき、当該電気事業者に対し、新エネルギー等電気の利用をすべきことを命ずることができる。そして、原告が指摘する買取上限価格とは、新エネルギー等電気の価格が当該価格を超えていたときに、上記の「正当な理由」があったとする基準にすぎず、当該価格の設定をもって、不当な取引制限があるということはできない。

エ 原子力損害賠償法が遵守されていないとの主張について（論点4）

電気料金の値上げは、燃料価格の上昇によるものであり、新潟県中越地震による柏崎刈羽原発の停止によるものではない。このことは、当該原発の停止から、電気料金の値上げまで、約1年が経過していることからも明らかである。仮に、同原発の停止が、原告の主張する電気料金の値上げをもたらしたとしても、それによる損害は、原子力損害賠償法に基づく損害賠償の対象とはならない。

オ 発電コストについて虚偽の公表をしているとの主張について（論点5）

原告の指摘に係る原発の発電コストは、平成11年12月の原子力部会において公表されたものであり、当時の最新の知見及び実勢値に基づいて試算されたものである。

カ 京都議定書の目標が達成できそうにないとの主張について（論点6）

資源エネルギー庁は、原子力のみを重視した政策をとっているのではなく、新エネルギー及び省エネルギーに関する政策なども含めて幅広く政策を実施している。実際、資源エネルギー庁は、平成14年度において、再生可能エネルギーが、第一次エネルギー国内供給の約8.2パーセントとなるようにとの総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の提言を最大限に尊重し、再生可能エネルギーを推進しており、また、RPS法の目標量についても、同部会が、現実的な導入可能性を踏まえつつ、技術革新や導入拡大等によるコスト低減効果、導入に伴う費用負担等をも考慮に入れ

て設定した数値に基づき設定されたものである。

(3) 争点(3)（原告に生じた損害の有無）について

（原告の主張の要旨）

ア 資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの技術が確立されているにもかかわらず、原告らの生命に対する危険を無視し、原子力開発を進めているのであって、憲法25条に基づく原告の生存権を軽視しているというべきであるから、200万円の国家賠償を求める。

イ 原告は、環境分野のビジネスモデルの提案や環境技術の仲介の業務を行っている者であるが、電力会社の地域独占が放置され、RPS法の目標値及び買取り上限価格の設定が再生可能エネルギー事業の障害となるなど、資源エネルギー庁の政策により、その営業が妨害されているから、慰謝料50万円の国家賠償を求める。

ウ 資源エネルギー庁が、地球温暖化対策を遅らせているため、原告は、日本人というだけで、環境を論じる場では軽視されてしまう。資源エネルギー庁は、原告の日本人としての誇りを傷付けているから、50万円の国家賠償を求める。

エ 原告は、次の(ア)ないし(ウ)のとおり、関係官庁の官僚や与野党の議員等に対し、政策提言・陳情等を行い、陳情書・論文及び訴状・告発状を作成するなど、地球温暖化防止対策のための活動に膨大な時間と労力を費したのに、これらの原告の働きかけが無視され、その間、本業の時間が失われてアルバイトを余儀なくされ、不安や疲労により口角炎を発症するほど精神的苦痛を受けたのであるから、これらに関する逸失利益350万円（同(ア)及び(イ)）及び約7年間の悲しみに対する慰謝料350万円（同(ウ)）の合計700万円の支払を求める。

(ア) 国は、京都議定書に基づき、国民との関係で、地球温暖化防止措置を講ずる義務があるのに、環境省に対する政策提言を始め、官庁や与野党

の議員等に対する原告の働きかけを無視してきた。これらは、行政不服審査法の「不作為」に当たるから、失われた時間に係る損害100万円の国家賠償を求める。

(イ) 原告は、地球温暖化防止に係る政策の提言、陳情書や論文、訴状や告発状の作成等に膨大な時間を費やしてきた。資源エネルギー庁が、眞面目に再生可能エネルギー政策を進めていれば、原告が、これらの労をとることは不要だったはずであるから、原告は、その費やした時間に係る損害として、250万円の国家賠償を求める。

(ウ) 原告は、地球温暖化防止に係る政策の提言のため、本業の時間を奪われて、アルバイトを強いられ、また、不安や疲労により口角炎も発症した。原告は、地球温暖化防止について、6年半以上も前から真剣に考えてきたのであり、原告は、この約7年間の悲しみに対する慰謝料として、350万円の国家賠償を求める。

オ なお、被告は、原子力政策について、公務員が職務上の法的義務を負う法的根拠がないと主張する。しかし、原子力政策の責任者は、歴代の資源エネルギー庁長官であり、国家公務員倫理法3条を法的根拠とする責任を負うべきである。

(被告の主張の要旨)

原告の主張は、国家賠償法の対象となる公務員の特定や法的義務違反の法的根拠の主張がなく、失当である。なお、陳情に関する主張について付言すれば、行政庁には、原告の陳情を取り上げる法的義務がないから、原告の陳情を取り上げなかつたことが、行政不服審査法上の「不作為」と評価されることはないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（請求第1項の訴えの適法性）について

(1) 請求第1項の意義

本件訴えのうち、請求第1項の趣旨は必ずしも明確でないが、原告は、請求第1項について、「原子力発電所及び関連施設の設置を今後一切許可してはならない。」及び「原子力の撤廃に関する法律を制定しなければならない。」という2つの意味が含まれるものであると主張しているので（原告準備書面(1)の1頁），以下、請求第1項には、行訴法の差止めの訴え（同法3条7項）と義務付けの訴え（同条6項）の2つが含まれるものとして、その訴訟要件について検討することとする。

(2) 本件差止請求の訴えについて

ア(ア) まず、本件差止請求について検討するに、原告は、その差止めの対象について、具体的な原子炉名を特定するものの、それらは、新しく作ろうとされるすべての原子炉として掲げられたものにすぎず（原告準備書面(1)の1頁），原告は、本件差止請求によって、個々の原子炉の設置許可を差し止めるにとどまらず、国の「原子力政策」自体の見直しをさせ（同(2)の2頁），原子炉の新設を「今後一切」させないようにすること意図しているものと解される（同(1)の1頁）。しかしながら、そうであるとすると、行訴法3条7項の差止めの訴えは、「一定の処分又は裁決」の差止めを目的とするものであり、その対象となる処分は「一定」である必要があるというべきところ、本件差止請求は、その対象の特定を欠いており、不適法であるといわざるを得ない。

(イ) もっとも、本件差止請求は、原告が特定した6基の原子炉に限って、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）24条に基づく原子炉設置許可処分の差止めを求めるものとみることもでき、そうであるとすれば、本件差止請求も「一定の処分」を対象とするものとして、上記アの要件を満たすものといえる。

イ(ア) しかしながら、行訴法上、差止めの訴えについては、「行政庁が一定

の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者」のみが原告適格を有するものとされ（同法37条の4第3項），その「法律上の利益」の有無の判断について，同法9条2項の規定が準用されているところ，上記ア(イ)を前提としても，本件差止請求が適法であるというためには，原告が，本件差止請求について，上記の意味での「法律上の利益を有する者」でなければならない。

(イ) そして，上記条項にいう「法律上の利益を有する者」とは，当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきところ，当該処分を定めた行政法規が，不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず，それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には，そのような利益も上記の法律上保護された利益に当たり，当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者が，当該処分の差止請求における原告適格を有するものというべきであり，当該行政法規が，不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは，同法9条2項も示すとおり，当該行政法規の趣旨及び目的（当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的を含む。），当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等（当該行政法規において考慮されるべき利益の内容及び性質のほか，当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を含む。）を考慮して判断すべきである（最高裁平成元年（行ツ）第130号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁，最高裁平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁）。

参照)。

(ウ) この点、原告は、原告適格を基礎付ける事情として、原告は地球温暖化防止対策の推進のため原発の撤廃を求めて活動しているが、資源エネルギー庁の原子力政策が地球温暖化防止対策の妨げとなっているところ、京都議定書に基づき、日本国民全体が、法律上保護された利益を有する旨主張する。しかしながら、①原子炉等規制法は、原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和的目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保とともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うことなどを目的とするものであり（1条）、原子炉の設置の許可基準を定めた同法24条1項は、原子力の平和目的利用（1号）、計画的な開発及び利用（2号）、設置許可申請者の技術的能力及び経理的基礎（3号）、対象原子炉の災害防止上の支障の不存在（4号）を掲げているところ、②原子炉等規制法1条及び24条1項2号にいう原子力の計画的な利用に関連し、(a)エネルギー政策基本法が、エネルギーの需給に関する国の施策や基本的な計画が地球温暖化の防止を図るものであるべく定めるものの（3条、5条1項、12条）、(b)地球温暖化の防止については、京都議定書は、締約国の義務等を定めたもので（2条、3条）、地球温暖化対策の推進に関する法律も、国、事業者及び国民の一般的な責務等を定めるにとどまり（3条、5条、6条）、上記(a)の点について、個々の国民の個別的利益の保護を想定しているとは解し難く、上記(a)及び(b)の関係法令の趣旨・目的を参酌し、原子炉等規制法24条1項の規定が、個別の原子炉の設置許可処分がそれに基づく原子炉の設置を通じて地球温暖化防止対策との関係で事実上の妨げとならないことなどについて、これを一般的公

益の範疇を超えて個々人の個別的利益として保護していると解することはできないといわざるを得ず、③原告の主張する上記利益の内容・性質等に照らしても、原告主張の上記事情が、本件差止請求について、原告が「法律上の利益を有する者」であることを基礎付けるということはできない。

(エ) また、原告は、R P S 法が、再生可能エネルギーの普及を不公正に妨げ、独占禁止法が保護する原告の法律上保護された利益を侵害している旨主張するところ、その趣旨は、R P S 法の運用にみられる資源エネルギー庁の原子力政策が、原告の上記利益を侵害するものであり、本件差止請求の対象となる原子炉設置許可処分は、上記原子力政策の一環であるから、当該利益は、本件差止請求の原告適格を基礎付ける法律上保護された利益に当たるというものであると解されるが、①原子炉等規制法 1 条が定める同法の目的及び同法 24 条 1 項が定める原子炉設置許可処分の許可基準は、前記(ウ)①のとおりであって、独占禁止法上の「不公平な取引方法」(1 条) の禁止等が、原子炉等規制法の趣旨・目的に含まれるとは解し難く、②独占禁止法が原子炉等規制法と目的を共通にする「関係法令」(行訴法 9 条 2 項) に当たるとは解されないことからすれば、③原告が独占禁止法により保護されると主張する上記利益の内容・性質等について検討するまでもなく、原告の主張に係る上記の利益が、原子炉等規制法に基づく原子炉設置許可処分の差止めの訴えについて、原告の原告適格を基礎付ける法律上保護された利益に当たるということはできないといわざるを得ない。

ウ(ア) さらに、原告は、原発事故の危険性の観点からも、原告には法律上保護された利益がある旨の主張をするので、この点について検討するに、原子炉等規制法の目的は、前記イ(ウ)①に説示したとおりであるところ、同法 23 条 1 項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原

子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われ、主務大臣は、許可申請が同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず（1項）、また、その許可をする場合においては、あらかじめ、同項1号、2号及び3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。以下同じ。）及び4号に規定する基準の適用については、核燃料物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子力安全委員会の意見を聞くものとされ（2項）、その意見を踏まえた上で（なお、中央省庁等改革関係法施行法による同項の改正の際、当該意見を尊重しなければならないとする文言が削除されたが、同改正は、当然の事理を確認的に規定した文言を整理したにすぎず、その規定の実質が変更されたものではないと解される。）、同条1項各号所定の許可基準のうち、同項3号は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項4号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。このように、原子炉設置許可の基準として、同項3号及び4号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き

起こすおそれがあることにかんがみ、そのような災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の上記技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、当該申請者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が上記のような災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、同項各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、上記技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。このような同項3号及び4号の設けられた趣旨、同項各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、同項各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別の利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。そして、当該住民の居住する地域が、上記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心とし

て、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである（前掲最高裁平成4年9月22日判決参照）。

(イ) そこで、原告が、本件差止請求が問題とする各原子炉について、原子炉施設周辺に居住し、事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たるか否かについて検討するに、本件差止請求の対象となる原子炉のうち、東北電力及び東京電力の東通原発の各原子炉が青森県下北郡東通村において、東北電力の浪江・小高原発の原子炉が福島県双葉郡浪江町及び同県南相馬市小高区において、東京電力の福島第一原発の各原子炉が福島県双葉郡大熊町及び同郡双葉町において、中国電力の上関原発の各原子炉が山口県熊毛郡上関町において、日本原子力発電の敦賀原発の各原子炉が福井県敦賀市において、それぞれ稼働することが予定されており、これらの各地域のうち、東京都中野区内の原告の住所地に最も近接する可能性のある福島県内の各地域と原告の住所地との直線距離が、200キロメートルを下らないことは、公知又は顕著な事実であるところ、社会通念に照らし、合理的に判断すれば、原告が、これらの原子炉の事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たると認めることはできないから、原告は、原発事故の危険性の観点においても、これらの原子炉の設置許可処分について、法律上保護された利益を有するとは認められないといわざるを得ない。

(ウ) この点、原告は、原発事故の被害が非常に広範囲にわたることを指摘し、チェルノブイリ原発事故級の原発事故を想定した場合に、1キュリー以上又は15キュリー以上の放射能汚染を受け得る地域に居住する者は、原告適格を有する旨主張する。しかしながら、仮に、原告が主張するように、チェルノブイリ原発事故において、1平方キロメートル当たりのセシウム137放射能レベルが、炉心から200キロメートルを超

えた地域においても 15 キュリーを超える場合があり、炉心から 600 キロメートルを超えた地域においても 1 キュリーを超える場合があったとしても、本件差止請求の対象となる各原子炉の種類、構造、規模、立地条件等の当該各原子炉に関する具体的な諸条件の下において、当該各原子炉につきチェルノブイリ原発事故級の事故が起こり、同事故と同様の影響（放射能レベル値の上昇）が発生し得る具体的危険性の存否については、その存在を客観的に認定するに足りる的確な証拠はないところ、仮にそのような影響が発生し得る抽象的可能性を観念し得るとしても、原告のように差止対象の原子炉から 200 キロメートル以上の遠隔地に居住する住民について想定される影響は、もはや原子炉施設周辺に居住している住民について認められる個別的・具体的な被害の域を超えて、むしろ広く一般公衆について等しく考えられる一般的・抽象的な影響という性質を有するにとどまるものというべきであり、このような影響の抽象的可能性のみを理由に、本件差止請求についての原告適格を認めることはできないといわざるを得ない。

(エ) 原告は、原告の親族や知人は、あらゆる所に居住していること、特に家族が被曝すれば、原告など身内が面倒をみなければならぬこと、原告自身が、住居地とは別の土地で被曝する可能性もあることなどを指摘するとともに、憲法 25 条のいわゆる生存権を援用するが、原告適格を基礎付ける利益は原告自身の利益でなければならないと解されるところ、原告指摘の被害が原告自身に生ずる可能性は、結局、前記(ウ)に説示したところの広く一般公衆について等しく考えられる一般的・抽象的な影響の範疇を超えるものではないというべきであるから、原告の上記指摘及び原告の援用する憲法 25 条の趣旨を勘案しても、原子炉等規制法の下において、原告の法律上保護された利益が基礎付けられるものと解することはできない。

(オ) さらに、原告は、原発事故の不安を覚えること自体が、原告適格を基礎付けるとも主張するが、原告適格を基礎付ける法律上保護された利益の有無は、前記(ウ)のとおり、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性の客観的な認定の可否によって決せられるべきもので、これに関する主観的な不安感等の感情の有無によって左右されるものではないと解されるので、上記主張も、前記(ウ)の結論を左右するものではない。

エ(ア) そして、以上のほか、その余の原告の主張及び本件訴訟に表れた諸般の事情を考慮しても、本件差止請求について、原告の「法律上の利益」（法律上保護された利益）を基礎付ける事由を見いだすことはできないので、本件差止請求は不適法であるといわざるを得ない。

(イ) なお、原告は、原告適格よりも先に、違法性の判断をすべきである旨主張する。しかしながら、行訴法が、差止めの訴えについて、「行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」（同法37条の4第3項）と定めていることは、前示のとおりであり、「法律上の利益」を有すると認められない者が提起した差止めの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法であり、処分の違法性の有無等の本案の事項について判断するまでもなく、却下を免れないものといわざるを得ず、この点に関する原告の主張は刑訴法上の告訴に関する所論を含めていざも理由がない。

(3) 本件義務付け請求の訴えについて

ア 次に、本件義務付け請求について検討するに、本件義務付け請求の内容は、前記(1)のとおり、「原子力の撤廃に関する法律を制定しなければならない。」というものであるところ、その請求の具体的な内容は必ずしも明確ではないが、原告の主張内容に照らせば、資源エネルギー庁ないし同庁長

官など、原子力政策の所轄行政庁が、「原子力の撤廃に関する法律」の法案を立案し、国会に提出するなど、その成立のための所要の手続をとることの義務付けを求めるものであると解される。

イ しかしながら、行訴法上の義務付けの訴えは、一定の処分又は一定の裁決についてなし得るものであるところ（同法3条6項）、原告のいう「原子力の撤廃に関する法律」の具体的な内容は定かでなく、上記「一定」の要件を欠く上、仮に当該法律の具体的な内容を既存の原発の廃止及び原発の新設の禁止を国・地方公共団体及び事業者全般に義務付けるものと善解するとしても、ここでいう「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体（法令に基づきその権限の委託を受けた機関を含む。）が行う法令に基づく行為のうち、公権力の行使としてされる行為であって、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されるところ（最高裁昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）、上記法律の法案の立案及び国会への提出等の法案成立のための所要の手続に係る所轄行政庁の行為は、このような意味での「処分」に当たるとは解されないから、本件義務付け請求の訴えは、義務付けの訴えの対象とならない行為を対象としたものとして、不適法であるといわざるを得ない。

ウ また、仮に、本件義務付け請求が、その文言どおり、国会に対し、「原子力の撤廃に関する法律」の制定を義務付けることを求める趣旨であるとしても、当該「原子力の撤廃に関する法律」の具体的な内容は定かでなく、「一定」の要件を欠く上、仮に当該法律の具体的な内容を既存の原発の廃止及び原発の新設の禁止を国・地方公共団体及び事業者全般に義務付けるものと善解するとしても、当該法律の制定行為は、国会による立法作用であって、事柄の性質上、限られた特定の者に対してのみ適用される結果と

して行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視し得るものといえる場合に当たるとは解し難いので（最高裁平成15年（行ツ）第35号、同年（行ヒ）第29号同18年7月14日第二小法廷判決・民集60巻6号2369頁、最高裁平成21年（行ヒ）第75号同年11月26日第一小法廷判決・裁判所時報1496号7頁参照）、前記のとおり、いずれにしても、本件義務付け請求の訴えは、義務付けの対象とならない行為を対象としたものとして、不適法であるといわざるを得ない。

エ そして、その余の原告の主張も、本件義務付け請求の訴えが不適法であるという上記結論を左右するものではない。

(4) 以上によれば、その余の点（争点(2)）について判断するまでもなく、原告の請求第1項は、不適法であって、却下を免れない。

2 争点(3)（原告に生じた損害の有無）及び争点(2)（原子力政策に関する違法の有無）について

(1) 原告は、争点(2)において、原子力政策に関する違法を主張するところ、前記1に説示したとおり、請求第1項が不適法である以上、当該主張について、本件差止請求及び本件義務付け請求の本案の争点として判断する必要はない、また、請求第2項との関係では、原告の国家賠償請求を基礎付ける違法事由の主張としての意味を持つものであるところ、その違法事由の有無は、原告の主張する個々の損害との関係で判断すれば足りるというべきであるから、以下、請求第2項に係る損害論に関する争点(3)の主張について判断し、これとの関係での必要に応じて、請求第2項に係る違法事由の有無に関する争点(2)の主張について判断を加えることとする。

(2) 原告は、資源エネルギー庁による原子力振興策は、原告の生命に対する危険を無視しており、原告の生存権を軽視した違法があるなどとして、200万円の損害賠償を求める。

ア しかしながら、原告の主張に係る「生存権」の「軽視」が、国の原子力

振興に関する政策が、前記 1(2)ウ(ウ)にいう広く一般公衆について等しく考えられる一般的・抽象的な影響という性質を有するにとどまる抽象的危険性に関する配慮を欠いており、その配慮を欠いていることをもって、原告の感情が害されているという趣旨であるとすると、そのような主観的感情をもって、法律上慰謝料の金銭賠償によって救済すべき国家賠償法 1 条 1 項所定の損害の発生を認めることはできず、憲法 25 条をもって、そのような主観的感情を保護する規定と解することもできない。

イ また、原告の当該主張につき、個々の原子炉の設置の許可等の行政作用について、原告の生命・身体の安全に対する配慮を欠いているため、現に原告に対する生命・身体の安全に対する危険があるという趣旨の主張と解した上、争点(2)の論点 1 で掲示した原告の主張ア(ア)(a)ないし(e)の原発の危険性に関する原告の主張を考慮したとしても、その危険は、前記 1(2)ウ(ウ)のとおり、広く一般公衆について等しく考えられる抽象的・一般的な影響という性質を有する抽象的危険性にとどまるので、これをもって、単なる不安感ないし危惧感などの主観的感情を超えて、法律上慰謝料の金銭賠償によって救済すべき国家賠償法 1 条 1 項所定の損害の発生を認めることはできず、いずれにしても、原告の当該主張は理由がない。

(3) 原告は、資源エネルギー庁による原子力振興策が、原告の事業である再生可能エネルギー事業を妨害しているなどとして、慰謝料 50 万円の支払を求める。

ア 原告は、資源エネルギー庁による営業妨害行為として、RPS 法の目標値及び買取上限価格の設定が、原告の再生可能エネルギー事業を妨げている旨主張する。

ア しかしながら、RPS 法は、新エネルギー等電気（原告のいう「再生可能エネルギー」を用いて発電される電気はこれに含まれるものと解される。）の利用の促進のため、電力事業者に対し、経済産業省令の定め

る基準利用量（原告のいう「目標値」に相当するものと解される。）以上の新エネルギー等電気の利用を義務付け（5条），経済産業大臣に対し，その義務の不履行について，履行の勧告及び命令をする権限を与えており（8条），乙第1号証（資源エネルギー庁の部長通知）によれば，電力事業者は，上記義務を履行しない場合でも，「正当な理由」があれば，勧告及び命令を免れ得る（同法8条1項）ところ，原告のいう「買取上限価格」とは，その「正当な理由」について，新エネルギー等電気の買取価格が一定価格以上であった場合という認定基準を策定するに当たり，その一定価格として定められたものであると認められるのであって，原告の主張に係るRPS法上の基準利用値及び上記買取上限価格の設定によって，原告の再生可能エネルギー事業が違法に妨げられているとみることはできない。

(イ) 原告の当該主張の趣旨は，当該基準利用量及び買取上限価格が低すぎることをいうものとも解されるが，国家賠償法1条1項は，国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに，国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから，公務員による公権力の行使に係る行為に同項にいう違法があるというためには，公務員が，当該行為によって損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であると解される（最高裁昭和53年(オ)第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照）ところ，RPS法は，一般的公益としての環境の保全及び国民経済の健全な発展を目的として（1条），電力事業者に対して経済産業省令の定める基準利用量以上の新エネルギー等電気の利用を義務付けているのであって（5条），所轄行政庁が，基準利用量又は買取上限価格の定めについて，原告など新エネル

ギー等電気に関わる事業者を含む個別の国民に対して職務上の法的義務を負うものとは解されないので、これらの量又は価格の多寡によって国家賠償法上の違法の評価を受ける余地はなく、また、これらの量又は価格が低きに失することを認めるに足りる的確な証拠もない。

(ウ) 原告は、R P S 法が、電力会社による独占禁止法上の「不当な取引制限」に加担しているとも主張する（争点(2)の論点3）が、前記ア)に説示したところによれば、我が国の法制上、国は、新エネルギー等電力の利用の促進のため、前記基準利用値の達成確保の限度で、自由な市場競争に介入することを許容され、その達成の要否の認定基準として買取上限価格によることにも合理性があるものということができるから、R P S 法に基づく当該運用が、原告など新エネルギー等電気に関わる事業者と電力会社との市場競争との関係において、公正かつ自由な競争の促進を旨とする独占禁止法に違反するとの評価を受ける余地はないものと解するのが相当である。

イ また、原告の主張の全論旨にかんがみれば、原告は、資源エネルギー庁が原子力産業を振興すること自体が、原告に対する営業妨害に当たり、違法であると主張しているとみる余地もある。

(ア) しかしながら、一般に、一定の産業政策を遂行する公務員が、当該産業と競合等する分野の産業に従事する個別の国民との関係で、その営業の活動及び利益を保護すべき職務上の法的義務を負うと解すべき法的根拠はないというべきであるから、前記ア(イ)に説示したところに照らし、資源エネルギー庁による原子力産業に係る一定の産業政策の遂行自体が国家賠償法上の違法と評価される余地はないものというべきである。

(イ) 原告は、資源エネルギー庁の原子力振興策が、中央省庁等改革基本法21条2号イの規定において撤退又は縮小の対象とされている「個別産業の振興」に当たる旨主張する（争点(2)の論点2）が、当該規定も一般

的公益としての国民経済の健全な発展等を目的とするものと解されるので、当該規定を参照しても、一定の産業政策を遂行する公務員が、当該産業と競合等する分野の産業に従事する個別の国民との関係で、その営業の活動及び利益を保護すべき職務上の法的義務を負うとは解されない以上、上記ア)と同様に、資源エネルギー庁による原子力産業に係る一定の産業政策の遂行によって、事実上、他の産業の事業活動に影響が及んだとしても、その遂行自体が当該産業に従事する個別の国民との関係で国家賠償法上の違法と評価される余地はなく、また、その産業政策の具体的な内容が当該規定にいう「個別産業の振興」に当たると解すべき事情の存在を認めるに足りる的確な証拠もない。

(ウ) また、原告は、資源エネルギー庁の原子力振興策について、国家公務委員倫理法に反する利益誘導が行われており、公務員の全体の奉仕者性に反する違法がある（争点(2)の論点1）とか、原子力損害賠償法に基づき国が負担すべき損害が国民の負担に押し付けられている（争点(2)の論点4）とか、原発及び再生可能エネルギーの発電コストの高低につき虚偽の公表がされている（同論点5）など、種々の問題点の存在を主張するが、上記ア)及びイ)と同様に、資源エネルギー庁による原子力産業に係る一定の産業政策の遂行自体が、他の産業に従事する個別の国民との関係で国家賠償法上の違法と評価される余地はなく、また、原告の上記主張に係る事実を認めるに足りる的確な証拠もない。

(4) 原告は、資源エネルギー庁の原子力振興策により、地球温暖化対策が遅れているため、環境を論じる場では、日本人であるというだけで軽視されており、原告の日本人としての誇りを傷付けられているとして、50万円の国家賠償を求める。しかしながら、原告の主張は、要するに、我が国のエネルギー政策を所掌する資源エネルギー庁が、原告の思想・信条と異なる政策を実行しているため、原告の名誉感情が傷付けられたという主張にとどまり（な

お、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価としての名誉感
情が害されたというだけでは、名誉毀損が成立する余地はない。), そのよ
うな主観的感情をもって、法律上慰謝料の金銭賠償によって救済すべき国家
賠償法 1 条 1 項所定の損害の発生を認めることはできないといわざるを得な
い。

- (5) 原告は、原告が、関係官庁の官僚や与野党の議員等に対し、政策提言・陳
情等を行い、陳情書・論文及び訴状・告発状を作成するなど、地球温暖化防
止対策のための活動に膨大な時間と労力を費したのに、これらの原告の働き
かけが無視され、その間、本業の時間が失われてアルバイトを余儀なくされ、
不安や疲労により口角炎を発症するほど精神的苦痛を受けたとして、これら
に関する逸失利益 350 万円及び約 7 年間の悲しみに対する慰謝料 350 万
円の合計 700 万円の支払を求める。しかしながら、①原告の主張に係る原
告の諸活動は、原告が自己の思想・信条を表現するために自由な意思に基づ
いて自ら本業に支障のない範囲を超える時間数を費やして行った活動である
から、当該政策に関する公務員らが、その提言・陳情等を採用しなかった
ことと、それによって生じたと主張される原告の本業に係る逸失利益との間
には相当因果関係（社会通念上の通常の結果発生の蓋然性又は特別の事情に
係る予見可能性。民法 416 条参照）の存在を認め難いといわざるを得ず、
また、②慰謝料に関する原告の主張は、要するに、原告がこれらの活動によ
つて提唱してきた提言が、当該政策に関する公務員らによって採用されな
かったことに対する不満等の感情を述べるものにとどまり、そのような主観
的感情をもって、法律上慰謝料の金銭賠償によって救済すべき国家賠償法 1
条 1 項所定の損害の発生を認めることはできない（なお、口角炎の発症につ
いては、当該感情等との間の相当因果関係を認めるに足りる証拠はない。）
といわざるを得ないから、いずれにしても、原告の主張は理由がない。

- (6) なお、原告は、京都議定書に基づき、国は、個別の国民との関係でも、地

球温暖化対策を行う義務を負っているとの趣旨と解される主張をしているが（原告準備書面(1)の6ないし7頁），前記1(2)イ(ウ)(2)(b)に説示したとおり，そのように解すべき法的根拠はない以上，京都議定書の目標の達成の可否等（争点(2)の論点6）について判断するまでもなく，京都議定書に基づく義務違反を理由として所轄行政庁の行為が国家賠償法上の違法の評価を受ける余地はないものというべきである。

(7) 以上のはか，その余の原告の主張を考慮しても，原告の被告に対する国家賠償法上の損害賠償請求権を基礎付ける事実の存在を認めることはできず，したがって，本件国賠請求は，理由がなく，棄却を免れない。

3 よって，本件訴えのうち，原告の請求第1項の訴えは不適法であるから却下することとし，原告のその余の請求（請求第2項の本件国賠請求）は理由がないから棄却することとし，訴訟費用の負担について行訴法7条，民訴法61条を適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 岩井伸晃

裁判官 三輪方大

裁判官 吉野俊太郎